

令和3年度串間市民病院薬剤師・看護師等奨学金修学生募集要項【概要版】

串間市民病院では、将来串間市民病院において薬剤師又は看護師として従事しようとする意欲ある学生を対象に、修学に必要な資金（奨学金）を貸与します。

1 奨学金制度の目的

この奨学金制度は、将来串間市民病院において薬剤師業務、看護業務等に従事しようとする学生に奨学金を貸与することにより、串間市民病院の看護師等の安定的な確保を図り、もって串間市における基幹的な医療機関としての機能の維持及び向上に資することを目的としています。

2 応募資格

以下のいずれかに該当し、かつ、卒業後、串間市民病院の薬剤師又は看護師の業務に従事しようとする意欲のある方。

(1) 薬剤師を養成する大学の学生

(2) 看護師等を養成する大学、学校又は養成所の学生又は生徒

※他の奨学金との同時受給について

この奨学金は、串間市病院事業薬剤師・看護師等奨学金貸与条例に規定する奨学金やその他類似の奨学金等（看護師等の養成、又は、看護師として特定の病院等に勤務することを条件にした奨学金）との同時受給はできません。

なお、日本学生支援機構などの奨学金との併給は構いません。ただし、就学中の専門学校の学費等が分かる資料を提出すること。

3 貸与金額

区 分	金 額
薬剤師養成の大学の学生	月額75,000円
看護師養成の学校等の学生	月額55,000円
【新入学生で、入学等に必要な資金の貸与を希望される方】 入学時に限り、上記の貸与金とは別に20万円の貸与を受けることができます。	

4 令和3年度募集人員

薬剤師1人

看護師2人程度（新入学生だけでなく在生も応募できます。）

5 貸与期間

貸与決定のときに定める月から、在学している学校等を卒業する月まで（ただし、当該学校等の就学年限に相当する月数を限度とします。）

6 奨学金の返還について

この奨学金は、下記8にあるように、一定期間の串間市民病院での勤務を条件に返還債務が免除になりますが、要件等を満たしていない場合は、貸与された奨学金は返還していただくこととなりますので、応募される前には、本奨学金の目的と免除に必要な条件等を十分確認の上、申し込むようにしてください。

奨学金を返還しなければならないのは、次の場合です。

- (1) 奨学金の貸与の決定が取り消されたとき。
- (2) 学校等を卒業した日から1年1月以内に薬剤師又は看護師等の免許を取得しなかったとき。ただし、特別な事情があると認めたときを除く。
- (3) 学校等を卒業した日から1年1月以内に薬剤師又は看護師等の免許を取得したにもかかわらず、串間市病院企業職員採用試験に合格しなかったとき。ただし、特別な事情があると認めたときを除く。
- (4) 返還の免除を受ける前に、薬剤師又は看護師等の業務以外の事由により死亡したとき。
- (5) 貸与期間に相当する期間、薬剤師又は看護師等の業務に従事しなかったとき。
- (6) 奨学金の返還を継続して怠り、かつ、返還に誠意を有すると認められないとき。
- (7) 串間市病院企業職員採用試験を受験する意思を有すると認められないとき。

※貸与の取消し

- ① 修学者が死亡したとき。
- ② 修学者が退学したとき。
- ③ 修学者が奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ④ 修学者が心身の障害のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- ⑤ 修学者において、奨学金貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

7 返還の猶予

- (1) 学校等の卒業後、串間市民病院において薬剤師又は看護師等の業務に従事しているとき。
- (2) 看護師養成学校等の卒業後、保健師又は助産師の免許を取得するために新たに学校等に入学したとき。
- (3) 災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

8 返還の免除

- (1) 貸与期間に相当する期間、薬剤師又は看護師等の業務に従事したとき。
- (2) 貸与期間に相当する期間が経過する前に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため薬剤師又は看護師等の業務を継続することができなくなったとき。
- (3) 業務に従事した期間が貸与期間に満たないときは、業務従事期間に応じ免除します。

9 応募方法、募集期間

(1) 申請期間 4月1日から4月30日まで

※この期間を過ぎた場合においても相談に応じますので、まずはご連絡下さい。

(2) 提出書類

- ① 履歴書
- ② 志望理由書
- ③ 学校等の在学証明書（入学予定者は学校等の合格通知書）
- ④ 学校等の成績証明書（入学予定者は入学前に卒業した学校の成績証明書）
- ⑤ 連帯保証人の印鑑登録証明書、市区町村民税納税証明書及び所得証明書

10 貸与の決定

申請期間満了後、審査のうえ貸与の可否を決定し通知します。

なお、貸与の決定後に借用誓約書を提出していただくことになります。

（様式は、貸与の決定通知のときに送付します。）

11 貸与の方法

串間市病院事業薬剤師・看護師等奨学金貸与請求書により貸与します。

6月分を合わせて貸与するものとし、4月から9月までの奨学金を7月末日までに、10月から3月までの奨学金を11月末日までに貸与します。また、入学に必要な資金の貸与が決定になった方（新入生に限る。）には、修学資金貸与の決定後1回目の振込みのときに、その額を加算して振り込みます。

【問合せ先】

〒888-0001

宮崎県串間市大字西方7917番地

串間市民病院 事務局

電話 0987-72-1234